

令和8年度事業計画（案）及びテーマ（案）

全体テーマ 「子どもが主体性を発揮できる保育・授業を考える
～子どもが主体的に楽しめる活動と工夫～」

(過去テーマ)

- R2 テーマ 他者との関係（協同性・道徳性・規範意識の芽生え・社会生活との関わり）
～コロナ禍における他者との関係～
- R3・4 テーマ コロナがもたらしたもの～保育・教育活動を通して～
- R5・6 テーマ 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について
～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」
- R7 テーマ 「幼児教育と小学校教育の違いを理解し合い、
スムーズな就学が図れるために」

第1回幼児教育振興懇談会

期 日 令和8年4月28日（火） 午後2時から
議 題 令和8年度事業計画（案）及びテーマ（案）

第1回幼保小三者連絡会

令和8年5月下旬～7月上旬 松山第一小学校
令和8年5月下旬～7月上旬 野本小学校

幼児教育研修会

期 日 令和8年8月5日（水） 午後1時30分～3時
会 場 東松山市総合会館4階 多目的ホール
講 師 東京家政大学短期大学部 短期大学部 保育科
教授 佐藤康富氏
テーマ (仮)「子どもが主体性を発揮できる保育・授業を考える
～子どもが主体的に楽しめる活動と工夫～」
対 象 幼児・児童の教育と保育に携わる方全般

第2回幼児教育振興懇談会

期 日 令和8年8月5日（水） 午後3時30分～4時30分
議 題 第1回幼保小三者連絡会の報告

第2回幼保小三者連絡会

令和9年1月～2月 幼稚園
令和9年1月～2月 たかさか保育園

第3回幼児教育振興懇談会

期 日 令和9年3月 日（ ） 時 分～時 分
議 題 東松山市幼児教育研修会の報告
第2回幼保小三者連絡会の報告
令和8年度事業報告
令和9年度事業計画（案）及びテーマ（案）

「幼・保・小三者連絡会議」実施会場一覧

幼稚園	松山	東松	松山南	ひさみ	高坂	東平	聖ルカ	新明
H7	○	○	○	○	○	○	○	
H10	○	○	○	○	○		○	○
H14		○				○	○	○
H17	○		○	○	○			
H20		○			○		○	○
H23冬	○		○	○		○		
H25冬		○			○		○	○
H27冬			○	○				
H28冬	○					○		
H29冬					○			○
H30冬		○					○	
R元冬			降雪予報 中止	○				
R2～4冬	新型コロナウイルス感染予防のため中止							
R5冬						○		
R6冬	○							
R7冬			○					
R8冬					※			※

※いずれかの園で調整中

保育園	まつやま	わかまつ	たかさか	からこ	いちのかわ	仲よし	第二仲よし	若草	桃の木	のもと	みどり	高坂ひまわり	あつふる幼稚園	ハルム松ノ木	ウエルネス	第二みどり	桑の木
H5	○	○	○	○	/			○	○	/	/	/	/	/	/	/	/
H8			○		/		○			/	/	/	/	/	/	/	/
H12	○			○	/	○			○	/	/	/	/	/	/	/	/
H16		○			○		○			/	/	/	/	/	/	/	/
H19	○		○	○							○	/	/	/	/	/	/
H22		○				○		○	○	/	/	/	/	/	/	/	/
H24冬					○		○			○	○	/	/	/	/	/	/
H26冬	○	○	○									○	/	/	/	/	/
H27冬				○		○						/	/	/	/	/	/
H28冬			○					○				/	/	/	/	/	/
H29冬					○					○		/	/	/	/	/	/
H30冬		○					○					/	/	/	/	/	/
R元冬											○		○		/	/	/
R2～4冬	新型コロナウイルス感染予防のため中止																
R5冬												降雪中止					
R6冬													○				
R7冬												○					
R8冬			○														

小学校	松一小	松二小	新明小	大岡小	唐子小	高坂小	野本小	市の川小	青鳥小	新宿小	桜山小
H6		○	○				○				○
H9						○				○	
H11	○			○	○			○	○		
H13		○	○				○				○
H15	○			○		○				○	
H18			○		○			○	○		
H21		○					○				○
H23春	○			○		○				○	
H24春			○		○			○	○		
H25春	○	○					○				○
H26春				○		○				○	
H27春			○		○			○	○		
H28春	○	○					○				○
H29春				○		○				○	
H30春			○		○			○	○		
R元春	○	○					○				○
R2～4春	新型コロナウイルス感染予防のため中止										
R5春				○						○	
R6春			○			○					
R7春					○			○			
R8春	○						○				

(趣旨)

第1条 市における幼児教育の振興に関する基本的事項に関し、有識者及び市民から意見又は助言を求めるため、東松山市幼児教育振興懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼児教育の振興に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 東松山市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、次に掲げる者のうちから、10人以内をもって懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 知識経験者
- (2) 幼稚園代表者
- (3) 小学校長代表者
- (4) 保育園代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者の懇談会の参加期間は、2年とする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月24日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日教委規則第11号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日教委規則第7号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。